

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

三重県規則第五十七号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(令和3年三重県規則第79号)による改正後

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

第三条 条例第五条第一項の規則で定める養護老人ホームの建物は、木造かつ平屋建てであつて、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であつて、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第五条第四項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 居室の一室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 医務室又は職員室に近接して設けること。

ロ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ハ イ及びロに定めるもののほか、前号ロ、ニ及びホに定めるところによること。

三 洗面所は、居室のある階ごとに設けること。

四 便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

五 医務室は、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じ、臨床検査設備を設けること。

六 調理室は、火気を使用する部分は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号に規定する不燃材料を用いること。

七 職員室は、居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

八 廊下の幅は、一・三五メートル以上(中廊下(廊下の両側に居室、静養室等入所者

の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。)にあつては、一・八メートル以上)とすること。

九 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

十 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員の基準)

第四条 条例第六条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 施設長 一人

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 常勤換算方法(養護老人ホームの当該職員の勤務延べ時間数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。)で、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

四 支援員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十四号)第九十条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第九十条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十八号)第七十三条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

五 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 常勤換算方法で、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

六 栄養士 一人以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適當数

2 前項(第一号、第二号、第六号及び第七号を除く。)の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の七割を超える養護老人ホーム(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 生活相談員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 常勤換算方法で、一に、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

二 支援員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の数以上とすること。

ロ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

三 看護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 入所者の数が百を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二

以上とすること。

ロ 入所者の数が百を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二に、入所者の数が百を超えて百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

- 3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に養護老人ホームを設置する場合又は休止後に再開する場合にあつては、推定数によるものとする。
- 4 第一項第三号ロ又は第二項第一号ロの主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第一項第三号ロの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。
- 5 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数は、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。
- 6 第一項第四号ロ又は第二項第二号ロの主任支援員は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百四条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第百八十八条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。
- 8 夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

（施設の運営についての重要事項）

第五条 条例第八条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（記録）

第六条 条例第十条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 処遇計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 条例第十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第二十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置の記録

(条例第十五条第二項の規則で定める規定)

第七条 条例第十五条第二項の規則で定める規定は、第十二条から第十七条までの規定とする。

(生活相談員の業務等)

第八条 条例第十六条第一項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 入所者の居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。第十四条において同じ。）の利用に際し、同法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
  - 二 条例第十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
  - 三 条例第二十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行うこと。
- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
- 3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、条例第六条第一項第三号の規定による生活相談員を置いていない場合は、主任支援員が前二項に規定する業務を行うものとする。

(衛生管理等)

第九条 条例第十七条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号）に沿った対応を行うこと。

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第十条 条例第二十条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催すること。
- 四 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。
- 五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する基準)

第十一条 条例第二十二条の養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次条から第十七条までに定めるところによるものとする。

(食事)

第十二条 養護老人ホームの設置者は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第十三条 養護老人ホームの設置者は、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は当該入所者の家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの設置者は、要介護認定（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又は当該入所者の家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームの設置者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者と当該入所者の家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。
- 5 養護老人ホームの設置者は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 7 養護老人ホームの設置者は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭<sup>しき</sup>しなければならない。
- 8 養護老人ホームの設置者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、レクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第十四条 養護老人ホームの設置者は、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合は、当該入所者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第十五条 養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 養護老人ホームの設置者は、前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第十六条 養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めておかななければならない。

- 2 養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該養護老人ホームとの間で、入所者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関を

いう。)を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第十七条 養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する養護老人ホームのうち、平成十八年四月一日前から存するもの(同日において建築中であつたものを含む。)における第三条第二項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる」とあるのは、当該養護老人ホームが昭和六十二年三月九日前から存する場合にあつては「原則として四人以下とする」と、それ以外の場合にあつては「原則として二人以下とする」とする。

3 この規則の施行の際現に存する養護老人ホームのうち、平成十八年四月一日前から存するもの(同日において建築中であつたものを含む。)における第三条第二項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、三・三平方メートル」とする。

附 則(平成二十七年三月三十一日三重県規則第四十号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十二日三重県規則第二十四号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年九月十八日三重県規則第七十一号)

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則(令和三年三月二十六日三重県規則第七十九号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。)第五条(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新養護老人ホーム基準規則」という。)第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。)第五条(新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。)及び第二十二條(新特別養護老人ホーム基準規則第三十八條において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)第七条、第三十三條、第四十二條、第四十九條、第五十六條、第六十三條、第八十四條、第九十一條、第一百四條、第一百二十條、第一百三十條、第一百四十一條、第一百五十五條及び第一百六十三條、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。)第十条及び第三十四條、第六條の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護老人保健施設基準規則」という。)第十三

条及び第三十六条、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。）第十三条、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第三十四条、第四十三条、第五十条、第五十七条、第七十六条、第八十四条、第九十七条、第一百零四条、第一百二十四条、第一百三十五条、第一百四十九条及び第一百五十七条並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第十三条及び第三十六条の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるものとする」とする。

（感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練等に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二条第三号（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第九条第三号、新特別養護老人ホーム基準規則第八条第三号（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第十一条第三号（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第十四条第三号（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第十四条第三号及び新介護医療院基準規則第十四条第三号（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること」とあるのは「研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 4 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十三条第五号（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第十条第五号、新特別養護老人ホーム基準規則第九条第五号（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二条第五号（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第十五条第五号（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第十五条第五号及び新介護医療院基準規則第十五条第五号（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「担当者を置くこと」とあるのは「担当者を置くよう努めること」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）

- 5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十九条第三項（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第十五条第三項、新特別養護老人ホーム基準規則第十八条第三項（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十七条第四項（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準規則第三十三条の二第三項（新指定居宅サービス等基準規則第三十九条において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項（新指定居宅サービス等基準規則第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百零一条、第一百一十一条の三、第一百五十五条及び第二百二十八条において準用する場合を

含む。)、第百十条第四項、第百三十六條第四項及び第百四十九條第四項(新指定居宅サービス等基準規則第百五十九條において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十六條第三項及び第三十九條第四項(新指定介護老人福祉施設基準規則附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第二十九條第三項及び第四十一條第四項、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十七條第三項、新指定介護予防サービス等基準規則第三十六條の十三第三項(新指定介護予防サービス等基準規則第四十條において準用する場合を含む。)、第七十八條の二第三項(新指定介護予防サービス等基準規則第九十四條、第百四條の三、第百九條及び第百二十二條において準用する場合を含む。)、第百條第四項、第百二十七條第四項及び第百四十條第四項(新指定介護予防サービス等基準規則第百五十三條において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院基準規則第二十九條第三項及び第四十一條第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 この規則の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準規則第二十一條第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第四條第一項第四号イ及び第二十七條第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとし、新特別養護老人ホーム基準規則第三十五條第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第三十條第一項第四号イ及び第三十八條において準用する第二十七條第二項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この規則による改正前の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十一條第一号イ(4)又は第三十五條第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

8 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定居宅サービス等基準規則第百二條第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新指定居宅サービス等基準規則第八十八條第一項第三号及び第百十條第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

9 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この規則による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第百二條第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

10 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第三十二條第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第三條第一項第三号イ及び第三



十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 11 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 12 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護予防サービス等基準規則第九十五条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新指定介護予防サービス等基準規則第八十一条第一項第三号及び第百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 13 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第九十五条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 14 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の二（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の二及び新介護医療院基準規則第二十四条の二（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 15 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の三（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の三（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の三及び新介護医療院基準規則第二十四条の三（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

別表（第四条関係）

一般入所者の数	支援員の数
二十以下	四
二十一以上三十以下	五
三十一以上四十以下	六
四十一以上五十以下	七
五十一以上六十以下	八

六十一以上七十以下	十
七十一以上八十以下	十一
八十一以上九十以下	十二
九十一以上百以下	十四
百一以上百十以下	十四
百十一以上百二十以下	十六
百二十一以上百三十以下	十八
百三十一以上	十八に、一般入所者の数が百三十一を超えて十 又はその端数を増すごとに一を加えて得た数